

1 計画の基本理念

前計画では、「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「インテグレーション」を包括するものとして、「だれもが人格と個性を尊重し支え合う共生のまち一宮」を基本理念に掲げて、市民とともに障害者施策を推進してきました。平成27年3月に策定された「第4期一宮市障害福祉計画」においても同理念が継承されており、本市が障害者施策を進めるにあたって根幹をなす考え方となっています。

そこで、本計画においても、引き続き同理念を継承し、障害のある人もない人も、誰もが同じ一宮市民として、お互いに一人の人間として尊重し合い、支え合い、地域の中で共に育ち、いきいきと暮らせるまちをめざします。

■基本理念

だれもが人格と個性を尊重し支え合う共生のまち 一宮

2 重点戦略

第4期一宮市障害福祉計画では、アンケート調査結果や、国の法整備、制度改正に基づき、「権利擁護の推進と虐待・差別の防止」「児童発達支援体制の強化」「自立して生活ができる住まいの確保」の3つを重点戦略に設定しています。

本計画策定に際して実施した団体・事業所アンケート調査においても、以上の3つを重視する声は多く聞かれており、重点的に取り組んでいく必要があります。また、障害福祉計画は障害者基本計画に内包されるものであり、両計画が足並みを揃えて障害者施策を推進する必要があることから、本計画においても、第4期一宮市障害福祉計画を踏まえた重点戦略を設定します。

重点戦略1 権利擁護の推進と虐待・差別の防止

基本目標1 障害のある人の権利の尊重

施策1 合理的配慮の理念の浸透

取組み 「広報紙などによる情報提供」「障害者差別解消法についての講演会の開催」

施策2 障害のある人の権利擁護の推進

取組み 「成年後見制度の利用促進」「日常生活自立支援事業の利用促進」
「虐待の防止と早期発見」

重点戦略2 児童発達支援体制の強化

基本目標5 子どもが自分らしく成長できる療育・保育・教育環境の整備

施策1 障害の早期発見と早期療育の体制の整備

取組み 「児童発達支援センターを中心とした療育支援体制の充実」
「障害のある子どもについての相談・支援体制の整備」

重点戦略3 自立して生活ができる住まいの確保

基本目標7 障害のある人の地域生活を支える支援の充実

施策1 住まいの場の充実

取組み 「住まいの場の確保のための支援」

3 施策の体系

基本理念

だれもが人格と個性を尊重し支え合う共生のまち 一宮

重点戦略

1 権利擁護の推進と
虐待・差別の防止

2 児童発達支援体制
の強化

3 自立して生活が
できる住まいの
確保

基本目標

1 障害のある人の
権利の尊重

施 策

- 1 合理的配慮の理念の浸透
- 2 障害のある人の権利擁護の推進

2 障害のある人への
理解の浸透

- 1 障害についての理解を深める啓発活動の推進
- 2 福祉教育の推進
- 3 関係団体やボランティア、当事者団体への支援

3 すき間のない相談支援・
情報提供体制の整備

- 1 相談支援体制の整備
- 2 関係機関のネットワーク化の推進
- 3 情報提供体制の整備と情報のバリアフリー化の推進
- 4 手帳非所持者への情報提供等の支援

4 健康づくりと
医療費助成の推進

- 1 障害の発生予防と早期発見に向けた健康管理への支援
- 2 こころの健康づくりの促進
- 3 医療費助成の推進

5 子どもが自分らしく
成長できる療育・保育・
教育環境の整備

- 1 障害の早期発見と早期療育の体制の整備
- 2 ライフステージに応じた切れ目のない支援に向けた支援機関のネットワーク化
- 3 障害のある子どもに対する保育・教育環境の整備

基本目標

6 障害のある人の
雇用・就労の支援

施 策

- 1 障害のある人の就労支援
- 2 障害のある人の就労の定着に向けた支援
- 3 障害者就労施設等における工賃の確保

7 障害のある人の
地域生活を支える
支援の充実

- 1 住まいの場の充実
- 2 日常生活を支えるサービスの充実と利用の円滑化
- 3 人にやさしいまちづくりの推進
- 4 障害のある人の社会参加への支援
- 5 経済的な安定に向けた支援
- 6 余暇活動の支援

8 災害時における
障害のある人への支援

- 1 防災意識の向上
- 2 避難行動要支援者の把握と支援体制の確立
- 3 避難所生活への配慮